

総合資源エネルギー調査会総合部会
平成22年度第2回供給構造高度化小委員会

平成22年9月13日

【石谷委員長】 おはようございます。定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会総合部会平成22年度第2回供給構造高度化小委員会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、多数の委員の皆様にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

後ほど事務局から、基本方針案、判断基準案及び省令案について説明がありますが、委員の皆様を活発なご議論をよろしく願いいたします。なお、本日のご議論、各委員からのご意見に加え、国民の皆様からの幅広い意見を公募していただいた上で、基本方針案、判断基準案及び省令案を策定していただきたいと考えておりますので、ご承知のほどよろしく願いいたします。

それではまず、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

【石崎需給政策室長】 資源エネルギー庁需給政策室の石崎でございます。よろしくお願いいたします。

配付資料の確認をさせていただきます。ページをめくっていただきまして、配付資料一覧がございます。資料1が議事次第、資料2が基本方針・判断基準について、資料3がパブリックコメント案について、参考資料1が委員名簿、参考資料2が前回の議事概要、参考資料3が平成23年度経済産業政策の重点のうちエネルギーの部分、それから参考資料4が平成23年度資源・エネルギー関連概算要求の概要でございます。過不足等あれば事務局にお申しつけください。

【石谷委員長】 よろしいでしょうか。それでは、資料1の議事次第に従って進めてまいります。

まず、配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【石崎需給政策室長】 それでは説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。資料2、パワーポイントでありますけれども、エネルギー供給構造高度化法の基本方針及び判断基準についての案でございます。

ページをめくっていただきますと、これは前回ご説明したことの繰り返しでございます

けれども、エネルギー供給構造高度化法の概要でございます。供給構造高度化法は左側に書いてありますように、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効利用を促進するという内容になっております。昨年の7月1日に成立し、昨年の8月28日に施行となっておりますが、太陽光発電の新たな買取制度などの一部先行実施したところを除きますと、今回お示しいたします基本方針、判断基準というのが全体をカバーするものになります。

仕組みについては右側にありますとおり、まず経済産業大臣が基本方針を策定し、特定のエネルギー供給事業者に対し判断基準を示し、一定規模以上のエネルギー供給事業者が計画作成及び提出を行う。判断基準に照らして取り組みの状況が著しく不十分な場合には勧告・命令を措置することができるという内容になっております。非化石エネルギー源の利用の定義については下にあるとおりです。原子力及び再生可能エネルギー源の利用。それから化石エネルギー原料の有効な利用というのは、大まかに申しますと燃料製品の製造過程におけるロスの減少や効率の向上、こういうことを指しております。

ページめくっていただきまして、2ページ目が大臣が策定すべき基本方針の内容でございます。非化石エネルギー源の利用につきましては、左側に事業者が講ずべき措置が列記してございます。電気事業者については、原子力発電の新增設や高経年化対策、設備利用率・出力の向上、再生可能エネルギー源を利用した電源の新增設。熱供給事業者につきましては、非化石エネルギー源の導入に取り組むこと。ガス事業につきましては、バイオガスの導入に係る諸事項。石油精製事業者につきましては、LCAで一定以上の温室効果ガス排出削減効果があるバイオ燃料の供給に取り組むこと。それから液化石油ガス事業者につきましては、バイオガスから製造される燃料との混和利用に取り組むこと。

右側が国として講ずる施策でございます。共通事項としましては、必要な財政措置、技術開発、人材育成、規制緩和。電気事業につきましては、立地地域住民との相互理解の向上や立地地域の振興支援、それから核燃料の安定的な調達に資する取り組み、核燃料サイクルの確立に向けた取り組み等。ガス事業につきましては、バイオガスの利用促進のための地方公共団体やガス事業者等の官民の主体間の連携促進。そして石油精製事業に関しましては、バイオ燃料のLCAでの排出量の評価やセルロースまたは藻類等を原料として製造される輸送用燃料、いわゆる次世代バイオ燃料の技術開発の促進に取り組むなど。

それから下が化石エネルギー原料の有効な利用でありまして、事業者が講ずべき措置は、ガス事業はBOGの関連の装置、コークス供給事業に関しましては企業間の連携の促進。

それから施策につきましては、右側でございます、こういった有効な利用に取り組むための必要な財政、技術開発支援。その他、水素エネルギーの活用に必要なインフラ面の技術開発や燃料電池の普及に取り組むということでもあります。

3 ページが判断基準でございますけれども、これがある種今回のご審議いただく内容の中心になるわけでございますが、上段に書いてありますのが本年の6月に閣議決定いたしましたエネルギー基本計画での関連内容と判断基準、事業者が講ずべき措置の関係でございます。

左側は電力でございますけれども、電力につきましてはエネルギー基本計画では2020年にゼロ・エミッション電源の比率を50%以上、2030年に70%とする。今回の判断基準は、このうちの2020年の50%以上というところとの関連でございます。判断基準につきまして見ますと、利用目標として、一般電気事業者は2020年における非化石電源比率を原則50%以上とする。それから小さな米印で書いてありますけれども、原子力発電所の保有状況などを踏まえますと、目標達成が合理的に不可能と認められる場合があります、そういうときは電力供給計画における2019年度の非化石電源比率以上とするというのが一般電気事業者でございます。それから特定規模電気事業者につきましては、2020年に非化石電源比率を2%以上とするということでもあります。実施方法は下に列記したとおりであります。

次にガスにつきましては、バイオガスの利用拡大を推進するというのがエネルギー基本計画に書いてあります。今般の判断基準におきましては、非化石エネルギー源の利用目標として、2015年において下水処理場などで発生する余剰バイオガスの推定量、これで適正なコストで調達できるものの80%以上を利用するということでもあります。実施方法としては、バイオガスの調達条件の策定・公表など。それからガスにつきましては、化石エネルギー原料の有効な利用につきましてもございまして、利用目標としては2020年にボイルオフガスの利用をおおむね100%とすると。それから実施方法はそういった関連設備の利用により回収・利用を実施するということ。

それから石油につきましては、エネルギー基本計画にはライフ・サイクル・アセスメントでの温室効果ガス削減効果などの持続可能性基準を導入して、この基準を踏まえて2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指すと書かれております。それに対する石油の利用目標といたしましては、2017年度におけるバイオエタノール利用目標量（総計）を50万キロキットルとするということで、各年度ごとの目標量を示してありま

す。実際は米印にありますとおり、各石油精製事業者の目標は揮発油の国内供給量に応じて総目標を案分した量にすることにしております。実施方法につきましてはそこに書いてあるとおりでございます。

4 ページ以下が、それぞれの内容についての詳しい説明であります。詳細の説明は省略いたしますが、4 ページで電気事業者の非化石エネルギー源のところを見ますと、先ほど述べましたとおり、基本的考え方としてはゼロ・エミッション電源の比率を2020年に50%以上にすると。ゼロ・エミッション電源の比率を高めるための最大の鍵というのは原子力発電所になるわけでありましてけれども、2019年度までに9基の新增設が計画中であるということで、原子力発電所の新增設は中長期のプロジェクトであるために、その着実な進捗を確保する上で計画的な取り組みが必要であるということで、先ほど述べましたとおり一般電気事業者については規制的枠組みの中で、各社がまず到達すべき水準として2020年における非化石電源比率を50%以上と設定する。それから、一般電気事業者の原子力発電所立地に係るこれまでの取り組み状況に照らした目標の合理性や物理的な達成可能性にも留意する、こういったことを基本的な考え方として今回の判断基準を示しました。PPSにつきましては、非化石電源比率の向上というのが一般電気事業者と異なりまして、専ら再生可能エネルギーによるということ踏まえて、その経済性や物理的な達成可能性を考慮いたしまして、2020年における非化石電源比率を2%以上と設定するということでもあります。

以下、判断基準の案がありますけれども、これは先ほどの説明と重複いたしますので、ご説明は省略し、また質疑応答の中で必要があれば詳細は説明したいと思います。

次にページをめくっていただきますと、5 ページ目がガス事業者の非化石エネルギー源の利用に係る判断基準の案でございます。基本的な考え方といたしましては、ガス事業においては現時点で利用可能な非化石エネルギー源というのはバイオガスのみである。それから、バイオガス利用というのはこれまでオンサイト利用、発生場所でそのまま熱源として自家消費したというのが主でありまして、ガス事業における販売用のガスとしての利用、ガス導管への注入というのはまだ草創期にあり、実証事業などにより今データ収集等に取り組んでいるという実態がございます。そして一つは、地方公共団体の下水政策によって下水汚泥がほかの用途に利用されるという場合もある。それからまだ発生量が余剰であるために成分が安定しない。設備や注入用の導管が総じて高コスト、そういった課題があるということで、今般の判断基準の策定に当たりましては今後のバイオガス利用のすそ野が

拡大する可能性を踏まえて、比較的短期の目標期間、すなわち2015年というのを設定して、物理的な達成可能性に留意した目標とするといった考え方でございます。

次の6ページが、ガス事業者の化石エネルギー原料の有効利用に係る判断基準（案）でございまして、ガス事業者の化石エネルギー原料の有効な利用に関しましては、ボイルオフガスの利用ということでありまして、ボイルオフガスは我が国のLNG輸入量の数%から最大10%程度発生するという事で、プロセスの効率化を着実に図っていくことが重要であるということで、こういった判断基準を示させていただきました。

その次が、石油精製事業者の非化石エネルギー源の利用に係る判断基準（案）の基本的な考え方を書いてあります。基本的な考え方としては、エネルギー基本計画で目指した3%相当以上の導入という中で、判断基準の中ではライフ・サイクル・アセスメントで見た場合に導入が有効なバイオ燃料を対象とするということ。それから目標につきましては2017年度を目標年度としましたが、それは以下の考え方に基づくものであります。1つは、石油精製事業者による投資の見通しとして、設備整備等の建設に最長で5年程度を要すること。それからバイオエタノール関連設備への投資が見通せるのは大体2017年度頃という実態を踏まえたということ。それから、バイオエタノールの供給見通しが、国際需給の不透明な動向、ライフ・サイクルや食料競合の議論、さらには今後の研究開発の進展などを踏まえると2018年度以降、長い見通しというのはなかなか困難であるということで、2017年度を判断基準にいたしました。

それから判断基準の内容のポイントの2つ目のところでありますとおり、毎年度以下で得られる目標に相当するバイオ燃料を利用するという事で、そちらに書いてあるような算式で事業者の利用目標達成のため柔軟性措置、バンキングやボローイングを講じるということ。それから調達バイオエタノール、これはライフ・サイクルでの温室効果ガス排出量が揮発油に比べて50%未満のものとするといった要件づけをいたしております。以上が、基本方針及び判断基準の内容でございまして。

資料3をご覧いただきたいと思っております。資料3につきましても、今ご説明した内容がほとんど概要でございまして重ねての説明は省略いたしますけれども、この資料3の内容でパブリックコメントに付したいと考えております。

1ページ目に背景、それから概要。概要はエネルギー基本計画の概要を書いてあります。

それから2ページ目以下、非化石エネルギー源の利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項というのを書いてございまして、これがいわゆる基本

方針に該当するものでございます。

以下ページをずっとめくっていただきますと、9ページから各分野ごとの判断基準の概要というのが各政策のくりごとを書いてございます。

これが大体の資料のご説明でございます。ちなみに申しますと、少し資料が飛びますけれども参考資料3というのがございまして、これが経済産業省として出しました新成長戦略実現アクションの100項目となっております。その中のエネルギーの部分でございますが、ページを少しめくっていただきまして6ページの下段から7ページの上段でございますけれども、アクションの32、安全の確保を大前提とした原子力発電の推進ということで、こういった中で諸々の支援策に加えて、7ページの最初の行、エネルギー供給構造高度化法の下ゼロ・エミッション電源比率に係る数値目標を導入するという項目がございます。それから7ページの下の方でございます⑩という項目、アクションの36というところでございますけれども、バイオ燃料の導入円滑化という項目がございまして、ここにもさまざまなバイオ燃料の導入加速の支援措置とともに、エネルギー供給構造高度化法の下でのバイオ燃料の導入に係る数値目標の策定というのがございまして。そういう意味では今回お示いたしました法律の枠組みというのは、規制法の枠組みでございますけれども、政策を推進するに当たっては支援措置とこのような規制措置をあわせた、いわゆるポリシーミックスの中で政策を進めていくというたてつけになっております。

短い説明でございましたが、とりあえずの説明は以上ということでございまして、あとは質疑応答の中で対応したいと考えております。以上でございます。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。

それでは事務局の説明を踏まえまして、各委員よりご意見等をいただきたいと思っております。ご発言の場合にはネームプレートをお立てください。いつものようにこちらから指名させていただきます。

ご質問がないようでしたら、細かいことで確認させていただきたいのですが、この目標というのは年次ごとになっておりますね。

【石崎需給政策室長】 はい。

【石谷委員長】 これは途中の経過を含めて全体の状況を最後に判断されるのですか、それとも最後の年の達成状況だけで判断されるのか、その辺はどちらでしょうか。

【石崎需給政策室長】 また関係の部署からの追加説明があるかもしれませんが、これは事業ごとに異なるということでございます。電力とガスに関しましてはそれぞれ2

020年度、2015年度、そういうことではその年度で判断するということになりますけれども、石油精製事業に関しましてはそちらに書いてありますとおり毎年度の導入について判断するということとございます。そういった意味では、それぞれ事業ごとに事業の特性に応じまして、対象年度や年度の切り方は変えているということになっております。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。

極端なことを言うと2017年度でしたか、そのときに要件を満足していても途中の経過が不十分だといけないということになるわけですか。

【加藤資源・燃料部政策課長】 石油精製の判断基準ですけれども、資料2の一番最後のページ、7ページの判断基準内容（ポイント）の2つ目の丸のところに米印がございまして、事業者の利用目標達成のために柔軟性措置を講ずるとしてバンキング、ボローイング等と書いてございまして、毎年度の目標を掲げておりますけれども、そのところは事業者の状況を踏まえて多少の柔軟性を持たせたいと考えております。

【石谷委員長】 従来、この種のものは最後の目標年度だけが判断基準になっていたものですから、そこが多少違うのかと思ひまして。

【加藤資源・燃料部政策課長】 最終目標が50万キロリットルということは変わらないんですけれども、途中段階でも目標を置かせていただいて、そこは実行すると。

【石谷委員長】 松井委員、どうぞ。

【松井委員】 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

今回示されましたバイオエタノールの導入拡大につきましては、LCAのCO2削減効果をはじめ、持続可能性に配慮した目標量が示されました。また、エタノールの調達、国内インフラの整備などに係るリードタイムを考慮していただいて、今、政策課長から話があったような段階的なスケジュールが示されたことは非常に感謝しております。さらに言えば、今、課長からのご指摘がありましたように、バンキングとかボローイングなどの柔軟性措置が講じられております。これらを含めまして、現実的な対応可能性を踏まえた目標が設定されたものとして、非常に我々としては評価をしております。石油業界といたしましては、この目標にありますように2017年度に50万キロリットルの導入拡大に向けて最大限の努力に努めていく所存でございますけれども、3点ほど義務対象者としてお願いをしたいと思ひます。

まず第1点目でございますけれども、今後の運用に係る点でございますが、この改正案の概要の14ページの④に書いてございますように、いわゆる基準案に示されましたボロ

ーイングとかが認められる前提に「正当な理由がある場合」とあります。しかしながら、今後ご案内のとおり長期にわたりましてブラジルなどのサプライヤーとバイオエタノールの購入、調達契約の交渉をする必要がありますし、また、具体的な調達作業を行う必要があります。それからもう1点は、石油精製業全体が直面する課題でございますけれども、やはり全体の需要構造に適応して、精製設備の適正化を目指した新設あるいは改造などを進める必要があります。このような状況下で、不測の事態により計画を変更せざるを得ない場合も考えられますので、そのような事態を踏まえまして、ここに書いてございます正当な理由の該当要件については、現実的かつ弾力的な対応をお願いしたいと思います。

2点目は、世界ではバイオ燃料政策は国内農業政策とエネルギーセキュリティの確保が主な目的となっているため、いわゆる国産国消が原則でございます。一方、我が国はご案内のとおり、しばらくの間輸入に依存せざるを得ない構造が続くことは間違いありません。単に数値目標を決めるだけではなくて、国内未利用資源の活用やセルロースからの生産技術の実用化など、セキュリティの確保に寄与する取り組みを進めるよう政府のリーダーシップと積極的なご支援をお願いしたいと思います。

3点目は、割高なバイオエタノールの導入拡大による消費者負担の軽減を図るために、政策支援の継続拡充をお願いいたします。前回お願いした点でございますけれども、今回取りまとめられました資源・エネルギー関連概算要求の概要などを拝見いたしますと、来年度税制改正要望と概算要求の予算措置の中でお願いしておりましたガソリン税免税制度の改正や予算措置などが盛り込まれたことを大変感謝しております。引き続き免税制度の恒久化と予算措置につきましては、2011年度だけではなくて2017年度まで継続していただくようお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの件は後でまとめてお答えいただきますが、不測な事態というのは例えばどんなことを想定していらっしゃるのですか。

【松井委員】 石油業界の状況としては、前にお話ししましたように現在非常に需給ギャップが大きくなっており、もう一つは需要構造が相当白油化しておりますので、そういう中でこれに応じて設備の調整というのを今後やっていく必要があると思います。そういう中で、バイオ燃料の供給設備の整備が予定どおりにはいかないことがあるかもしれないということで、このような事態も頭に置きつつ正当な理由をなるべく弾力的に運用していただきたいということでございます。

【石谷委員長】 どうもありがとうございます。

もしほかにご質問なければ、今の件について応答をお願いしますでしょうか。

【加藤資源・燃料部政策課長】 今回の件につきまして、ご要望を3点いただいております。

1点目、正当な理由ということについてでございますけれども、災害とか異常気象で供給量が著しく減少するとか、いろいろな想定外のことが起こるといのは私どもも認識しております。具体的にどういうものが正当な理由かというのは個々に判断せざるを得ませんので、またそのときにご相談をさせていただきたいと思っております。

それからいわゆる国産国消が原則だということで、セルロースの技術開発等も含めてやっていくということでございます。この点も私どもも十分認識しております。関係省庁とも連携を取り合ってやってまいりたいと思っております。

3点目の税なり予算なりの支援策でございますが、来年度も要求をさせていただいております。概算要求の中に入れさせていただいております。厳しい財政事情の中で引き続き頑張ってもらいたいと思っておりますけれども、そういう意味でこれがどのくらい続くかというのは今確かなことは申し上げられないわけですが、頑張ってもらいたいと思っております。以上でございます。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。

今のお話の中で2点ほど私も伺いたいのですが、1つは、LCAというのはまともにやろうと思うと結構大変なこととして、この辺をどういう基準で今後お考えか。それからもう1つ、エタノールだけ今対象に挙がっておりますが、GTLなどは今回は対象外なのか、今後もあまり考える必要はないというご判断なのか、その辺はいかがでしょうか。

【加藤資源・燃料部政策課長】 LCAの基準につきましては、昨年委員長にもご参加いただいた形で諸外国の動向等も踏まえまして検討いたしました。資料3の17ページのところで、別表1という形でLCAの算出方法、具体的なものをつけさせていただいております。欧州等の動向を踏まえた上でつけさせていただいていまして、これに基づいてやってまいりたいと思っております。それからエタノール以外のものについては、今のところはとりあえず考えてございません。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。ほかはよろしいでしょうか。

どうぞ、葉梨委員。

【葉梨委員】 ありがとうございます。

本日資料2でのご説明はございませんでしたが、LPガス供給事業者に対しても資料3の3ページから4ページにかけて基本方針案が示されております。当協会が本年3月に策定いたしましたLPガス産業の中長期展望におきましても、再生可能エネルギー利用の推進、共生を掲げておるところでございます。その中で、未利用バイオガスへのLPガス混合供給として、地産地消型のエネルギー供給ビジネスモデルの構築に加え、バイオマスから合成したDMEなどの液体燃料の混合利用の可能性についても調査検討を行うこととしております。

バイオマスからDMEなどの合成につきましては、その実用化に当たって、技術的面や経済的面に加えて、石油精製事業者と同じようにバイオマス資源の調達やLCA的視点からの温室効果ガス排出削減効果評価の必要性など課題がございますが、LPガス供給事業者として、基本方針に基づいて可能性調査の実施など非化石エネルギー源の利用にしっかり取り組んでまいりたいと思います。国によるご支援もよろしく願いいたします。以上です。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。LPGがいつも抜けてしまうようで、失礼いたしました。

本日は非常に発言の少ない、珍しい小委員会ではありますが、何事もなければこれにて…、柏木委員、どうぞ。

【柏木委員】 ちょっとお伺いしたいことが1つ。例えばこの非化石源をエネルギー供給業者に義務づけると。現状においてはやっぱり割高のものが多いので、電力でいけば再生可能エネルギーは固定価格でフィードインタリフだと。サーチャージがついて、七、八年後にkWh当たり50銭、60銭つく、民から取る。

あと、ガスだとか石油だとかも、これは民間が考えることなのかもしれませんが、料金に転嫁する形にしていくのか、あるいはそうじゃなくて、例えばある程度であれば自分の経営の範囲内でこれを吸収する。そうすると、グリーン証書だとか排出権だとか、企業に与えられるようなグリーン価値、そこら辺は今後の課題として考えるべき話なんですか。それとも、もう既に料金に転嫁して取っていくということを原則としているのか、そこら辺をちょっとお伺いしておきたいんですが。

【石谷委員長】 非常に重要なご質問だと思います。ただいまほかにご質問がないようなので、その点について。

【石崎需給政策室長】 また関係部局のほうから補足があると思いますけど、柏木先生

がおっしゃるように、再生可能エネルギーの導入を促進する場合、買い取り型でやるのか、あるいは買い取り型の以前にやっていた再生可能エネルギーの導入のやり方というのは、支援措置とある種のRPSを入れるか入れないかという考え方だったと思うわけですが、その考え方で、これは私のやや個人的な見方もあるので、またご意見があるかもしれませんが、いろんな段階で言うと、電力の再生可能エネルギーのところはこれから買い取り制度でやろうとしているわけですが、逆に言えばバイオガスみたいところはまだ草創期なものですから、国の実証事業と、それからそういった支援策とあわせての導入措置ということで、まだ価格転嫁をする、しないというところまでの技術開発の熟度にあるとは思っていないわけです。

だから、おそらく石油に関して言いますと、今回やっているようなバイオ燃料の導入策というのは、これも支援策と、毎年バンキング、ボローイングなんかをやるというのは、比較的RPSと似通ったような運用形態でありまして、その中間的なものなのかなと。制度的な施策で言うとそういうことになっていて、そういった意味では再生可能エネルギーの技術開発の熟度ですとかいったものによって、エネルギー源ごとの適切なやり方があるのではないかと、そういうものがある種今回の判断基準にも、運用の仕方と申しますか、その違いにもあらわれてきているのではないかと思います。

【石谷委員長】 ほかの部局からはよろしいですか。

【木村省エネルギー・新エネルギー部政策課長】 すいません、一言だけ補足でございますけれども、基本的にFITの場合は、例えば電力会社さんが再生可能エネルギー源で発生した電力、電気を買い取る義務がある種生じるということでございまして、これはおそらく電力会社さんにとりましては経営の実勢を超えたところにあるものだと考えております。したがって、通常サーチャージというような形で、料金とは別の体系でそれを国民の皆様方に広くご負担いただくという制度に一番なじむものじゃないかなと、考えてございまして、そういう制度を設計すべく、新しいFITの中にはそういう体系をしっかりと盛り込んでいくことを考えております。

他方、一般的に、今回供給新法で何らかの形で取り組むことを求めています再生可能エネルギー、すいません、再生可能エネルギー源以外のものについてはあまりコメントできないんですけれども、そういうものにつきましてはどういう形で事業者さんの取り組みをお願いしていくのか。そのお願いの仕方と申しますか、おそらくそれによるところがあると思いますので、それぞれの制度がもうちょっと具体的に見えてきた段階でご相談して

いくことになるんじゃないかなと思っております。

【石谷委員長】 この辺の話は柏木委員はよくご承知のことと思いますが、判断基準という具体的なところであまり立ち入った議論はしたくないという感じもなきにしもあらずと感じております。ただ、今のご発言のように、私もRPS法みたいな印象を何となく受けております。いずれにしろ最後の負担は広い意味では全部消費者が負うことであって、その途中の道筋をどちらがより早く実現できるかという話だと思っておりますので、一応ここでは供給事業者に対する一定率の義務化というか、目標ということが有効と理解することなのかという感じを持っていますが。

【柏木委員】 いや、一応承知しているんですけど、例えばRPSのときに、RPSの比率を5%、7%に持っていくということも別に不可能ではなかったわけですよ。だけど、やはり不文律みたいなものがあって、電力会社の努力の範囲内で、国民負担をかけないというような志でお考えになっていたんだと私は理解をしまして、そうすると1.数%とか、自分の経営の範囲内ではパーセンテージが決められないわけです。だから、あれは国民負担がオーケーであれば幾らでもやれるというか、できるんだけど、この判断基準というのは、ある意味ではそこら辺の回収の方法とかなり一体化した話だろうというつもりで今お伺いしました。ただそれだけです。

【石谷委員長】 おっしゃるとおりだと思いますが、RPSにしても最終的には企業の持ち出しで永久に続くはずがないという昔の議論と同じだと思います。手段はいろいろあるかと思いますが、この範囲であれば、努力すれば一応可能だというのが今回の目標ということかと思いますが。

それと電力の場合のRPSと違って、ほかの代替手段がないんですね。そういう意味では事実上RPSというよりも規制みたいなものになっていることは間違いない。ただ、可能な範囲でということと、国が支援するということが一応実現することと思っておりますが。

【中上委員】 いいですか。

【石谷委員長】 それでは、中上委員。

【中上委員】 ありがとうございます。この委員会でも多分議論をされたことだと思いますから、ちょっと復習かもしれませんが、電気事業、ガス事業というふうに一般的に書いてありますけども、電気事業の中を見ますと、一般電気事業者とそれから特定規模電気事業者と仕分けしてあるわけですね。ガス事業の場合も、販売の面で大きいところだけと

ということだったと思います。一般電気事業者の場合は50%で特定電気事業者は2%、これは明らかに原子力があるか、ないかということになるんだと思いますけども、一般電気事業者さんの中にも原子力に対しては非常に難しい事業者さんもいらっしゃるわけですけども、そういった場合には全電力会社でこれをカバーしていくということになるんでしょうか。その辺、議論されたような気もしますけども、ちょっとお聞かせ願いたい。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。重要なポイントですので、これは…、どうぞ。

【三田電気・ガス事業部政策課長】 先ほど石崎からもご説明いたしましたけれども、基本的にはこれは各社毎ということでございますので、先ほどの横長の資料で申し上げますと、3ページの一番左の非化石エネルギー源の利用目標というところで非化石電源比率を50%以上と書いてありますけど、やはり各社によって保有状況が違いますので、その下に、目標達成が合理的に不可能というところについては、電力供給計画における2019年度の非化石電源比率にするということを記載してあり、そういう状況を勘案した目標となっております。

【石谷委員長】 よろしいでしょうか。

【中上委員】 はい。

【石谷委員長】 それでは橘川委員、どうぞ。

【橘川委員】 大きな流れは、キーワードとしては誘導的規制という言葉でここまで来ていると思うんですけども、誘導的規制について、マイケル・ポーターがイノベーション・オフセットというようなことで、その有効性みたいなことを言ったんですけど、ただそれには前提条件が3つくらいあったと思うんですけども、出口の目標のところを明確にして規制をすべきである。目標と方法を両方言ってしまうと、まずい。民間がやるわけですから、方法のところは自助努力という形にしないとうまくいかない。2つ目は、市場メカニズムを可能な限り使う。それから3つ目は、裁量の余地を最小化するために、事前にプレイヤーが審議過程で意見を十分に述べる。

これくらいあったと思うんですけども、そういう観点からすると心配なのは、ここでプレイヤーの方から特に異論がないので、この目標自体はこれでいいのかと思いますけれども、じゃんけん的にやや後出し、さっきRPS法の話が出ましたけども、これだけじゃなくて、温対法だとか、排出権だとか、RPSだとか、いろいろなものが次々に出てくるとい話になりますと、誘導的規制の体系としてはちょっとまずいんじゃないかと思うんで

す。特に市場の利用のことから考えると、全量買い取りで一応価格が視野に入るほうがR P Sよりは市場メカニズムを使っていくことになるのではないかと私は思いますので、この体系でいく場合には屋上屋を重ねるような形なので、R P S法を根本的に見直すことを考えなければいけないんじゃないかと1つは思います。

それから誘導のほうですと、やっぱり一番大きいのは電力業界だと思うんですが、特に原子力だと思います。概算要求を見ますと、kWhベースに立脚した交付金を増やすという方向が打ち出されていて、これは非常にいいことだと思いますので、ぜひそれやっていただきたいんですが、もう一つ、私の記憶が正しければ、交付金のかさ上げ措置が年限で行われていて、間もなくその特措法の期限が切れるんじゃないかと思うんですけども、そういうことも、それが継続していくような手当てをちゃんとやるという必要が、その具体的な、これを進める裏側での誘導といいますか、ポリシーミックスの部分の充実が非常に大事なんじゃないかなと思います。

そこで、きょうここで急に思いついたんですけど、これは行政サイドというよりも石油連盟の方に考えていただきたいんですけども、L C Aという考え方が出てきたわけですね。ここではバイオエタノールについて言われていますけど、石油自体をL C A的に考える、これから石油は運輸燃料の比率が下がってノーブルユースの比率が上がってくると思います。石油を使えば使うほどノーブルユースで石化を通して、L C A的に考えると、実は製油所で排出した量の何倍も、トータルするとCO₂を減らしていく可能性があるということで、化学業界は世界的な規模でかなりL C Aの計算なんかをしているんですけども、石油業界も長期的にはそういう発想で、地球温暖化に対して新しいアプローチをL C Aという切り口でできるんじゃないかなんていうことを、きょうここで聞いていて感じました。以上です。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。ご質問が非常に多岐にわたっていますので、関係するところから順次お答えいただきたいと思いますが、どうぞ。

【木村省エネルギー・新エネルギー部政策課長】 すいません、R P S法の件で今ご質問がございましたけども、基本的にF I Tの導入とともに、R P S法につきましては廃止する方向で検討を進めたいと考えております。F I Tで、価格で導入を図るということになりますので、量的な義務づけをあわせて構築するのは、それはそれでおかしい。

たしか前回のご議論で、柏木先生からも本件については成り行き任せでいいのか的なが指摘等もございましたけれども、もちろん価格の決め方自体は、あまりにもえいやといい

ますか、腰だめで決めてしまうということでは必ずしもなくて、買い取り価格とか、あるいは買い取り期間につきましても、これぐらいの価格、期間であればこの程度の導入が見込めるんじゃないかということはある程度は考慮しながら設定していくことになるのかとは思いますが、基本的には両立させることが非常に難しい2つの規制なので、それについては廃止する方向で検討したいと考えております。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。あと、三田課長、どうぞ。

【三田電気・ガス事業部政策課長】 今、ポリシーミックスのお話でしたが、全くそのとおりだと思っていて、特に原子力は国が前に出て、今おっしゃった予算上の支援策であったり、あるいはそれ以外に個々の地点の対策だったり、こういうことをきちんとやっていかないと、事業者の方にやってくださいとだけ言ってできるようなものでは全くない。むしろ国が責任を持ってやるべき分野だと思っておまして、そういう意味から、まさにご指摘のあった、今回補助金、交付金についての改革も行っていますし、また、それら以外の措置にも取り組んでいきたいと思っています。

あと、ちょっとお話があった特別措置法でございますが、私どもも非常に有効な手法だと思っておりますが、これは議員立法で決められた法律だということもあって、その扱いについては政務のほうともご相談して進めていきたいと思っております。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。LCAについてはいかがでしょうか。

【加藤資源・燃料部政策課長】 LCAのご指摘をいただきました。石連さんでもいろいろご検討があるかと思えますけれども、ご指摘のように、やはりトータルで、特に石油と化学の場合はコンビナートという形でつながってございますので、そういった意味も含めまして、トータルでどういう基準で進めていくかは今後の課題だと思っております。また勉強してまいりたいと思えます。

【石谷委員長】 この件、廣江委員のご質問の前に、私も木村課長に伺いたいのですが、RPS法は買い取り制度にかかわって、一般の消費者がむしろ供給側になるという場合ですが、今回のほかの業種、石油とかガスの場合とは多少様相が異なるように思います。それで私も石油、ガスのほうを念頭に置いて何となくRPS法に近いのかと感じたのですが、このあたりの話は買い取り制度はあまりなじまないのかと感じられます。下水ガスを買取り制度でもって買い上げるのは、まず第一に選択の自由度がありませんし、供給能力もない。そういった状況では特にRPS法という必要はないと思えますが、やはり買い取り制度というよりはRPS法に近いのではないかと申し上げたのですが、この点、先ほどの

お答えは電力に限った話なんでしょうか。

【木村省エネルギー・新エネルギー部政策課長】　　まず、買い取りの対象にするかどうかにつきましては、おそらく再生可能エネルギーの導入あるいは量的な拡大がそれによって端的に見込めるものでないと、政策的に対象にするのはなかなか難しいだろうと。それから、電力のようなものは導入量の計測とかが比較的簡単だと思うんですけども、当然ガスとかマテリアルのようなものと、それをどういうふうに計測していくのかという問題とかもあるのかなということで、おそらくFITの対象にするかどうかはそちらのほうの制約要因で決まってきて、その上、もちろんRPSは電気事業者さんが再生可能エネルギー源をどの程度調達されるかで数的な目標が決まっているわけですけども、今回のFITの導入、全量買い取りへの拡充によりまして、多分RPSの果たしている目的の大宗は、おそらくそれによって、別の政策的な手法で転換されていくということだと思っております。したがって、RPS法というのは基本的には役目を終えたのかなと考えているんですけども。

【石谷委員長】　　わかりました。このメタノールなどは地産の場合にはFITと同じような話があり得るかもしれませんが、海外からの輸入に対してもそういうことを行うというのは非常に妙な話になるので、そのあたりについて、ちょっと確認しておきたかったです。

【木村省エネルギー・新エネルギー部政策課長】　　そのチサンというのは、字は……。

【石谷委員長】　　例えば、ある地域でメタノールをローカルに製造する場合にはFITに近いような話もあり得るかと思います。ただ、ブラジルのメタノール業者にFITを提供する必要はないという感じもしますが、こういった輸入のできる話と、輸出入のできない、国産に限定された電力の場合とでは大分話が違うのかなという感じはしますが。

【木村省エネルギー・新エネルギー部政策課長】　　基本的に、FITにせよRPSにせよ、何のためにやっているのかという原点が多分あって、一義的には、やはり再生可能エネルギーの導入拡大による、例えばエネルギーセキュリティの向上だとか、あるいは低炭素化ということだと思うんです。したがって、当然それに寄与するものとして、制度というのは設計していかなきゃいけないというのが大原則だと思っております。

確かに、メタノールとかにつきましては、将来的にFITとかの対象にしていく余地があるのかもしれないんだろうとは思いますが、ただ、例えば買い取り義務者をだれにするのかとかは、やっぱりある程度幅広く供給できるネットワークをお持ちの方でな

いとなかなか難しい面もおそらくあるのかなという気もしては、すみません、お答えになっていないかもしれませんが、FITというのはそう簡単に、拡大を幾らでもしていけるような制度では、ひよっとしたらないのかなという気もしています。

【石谷委員長】 むしろそっちのほうが、わかりやすい話だと。

【木村省エネルギー・新エネルギー部政策課長】 すみません。

【石谷委員長】 それでは廣江委員、それから小山委員の順にお願いいたします。

【廣江委員】 ありがとうございます。今、橘川先生から事業者はあまり異論がなさそうなのでというお話がございましたが、ないわけではございませんので、申し上げさせていただきます。

本日ご提案のございました基本方針あるいは判断基準で、私たち電気事業者にかかわるのは、当然ながら、非化石電源で一定比率以上の発電量を確保するというところでございますが、そのための大宗になるのは原子力発電であることは間違いないと思います。

前回のプレゼンテーションのときにも申し上げましたが、現在、私どもは日本の中に54基、約4,900万kWの商業用の発電原子炉が稼働中でございますが、これらの建設は国からのご指示、あるいは規制によって進んだということでは全くございません。何とか電力の安定供給を確保したい、あるいは地球環境、地域環境の保全を促進したい、さらには電気料金のご負担を何とか少しでも軽くしたい、もう一つは、私どもは民間企業でございますので、株主のご期待にも添いたい。こういった現場第一線の従業員から経営層に至る熱意と努力、さらには熱意におこたえいただきました地元の皆さん方のご理解、国あるいは地方公共団体の適時的確なご支援、こういった三位一体の取り組みの成果であろうと思います。

現在、原子力カルネサンスということが標榜されておりますが、ご承知のように、過去10年、20年、先進諸国の中で原子力の開発が実態的には停止をしてしまったという時期がありました。片や我が日本では、先ほど申しましたような関係者の努力によりまして、ペースは少し低下いたしましたけれども、着実に原子力発電所の新增設が進んできました。これは世界に誇るべきことだろうと考えております。また、安定・安全運転の継続による利用率の向上に対する取り組みについても、同じようなことが言えるんだろうと考えています。

もちろん、今までの自分たちの取り組みがすべてよかった、改善の余地は何もないとは、決してそうは思っておりません。至らないところがたくさんございまして、これは反省し

ているところがございますが、一方で、先ほど申しましたような地元を含めた民間の自主的な熱意、努力、あるいはそれに対するご理解をベースにした取り組みが、今後とも日本の原子力発電所の新增設、利用率の向上を行っていく上での最もすぐれた枠組みであるということについては、全く変わることがないと確信しているところであります。

したがって、今回の判断基準等の導入、あるいは運用による規制の強化につきましては、率直に申しますと、やや違和感を感じるというのが正直なところでございます。つきましては、以上の観点から、何点か、この判断基準の導入、運用に当たりましての要望を申し上げたいと思います。

1点目でございますが、これは一昨年のたしか12月の政策小委員会で取りまとめられました中間報告の中に、事業者の創意工夫を最大限発揮させるというくだりがあったと思いますが、ぜひこういった姿勢で判断基準の導入、運用をお願いしたいということでございます。先ほど申しましたように、原子力発電所で何とか安全・安定運転を確保したいと取り組んでいる従業員、さらには、立地地域におきまして地元の皆様方のご理解活動に取り組んでいる自治体の担当者から経営者に至りますまでの熱意と努力を、不用意に、不必要に束縛することがないように、ぜひお願いをしたいというのが1点目でございます。

2点目でございます。これは、先ほども少し松井委員のほうからもお話があったように思いますが、私どもは今後とも非化石電源の導入拡大に全力を挙げる決意でございますが、片方では地震等の自然災害、あるいは地元の事情、さらには需要の大幅な減少といったやむを得ない事情によりまして、計画どおり事態が進まないというようなことも想定されるわけでありまして、そういう状況にありましては、ぜひとも状況を十分に斟酌いただきまして、勧告等の発動に当たっては慎重な対応をお願いしたいという点でございます。これが2点目でございます。

それから3点目でございます。これは国からのご支援、取り組みという点についてでございます。今回の基本方針を拝見いたしますと、従来よりもはるかに踏み込んだ形で国の取り組みを記載いただきまして、大変感謝をいたしております。その上で申しますと、先ほどの特措法の話、こういった財政的措置をぜひともお願いしたいと考えておりますが、一方では、財政的措置、あるいは研究開発に対する制度やお金の工面をしました、それでおしまいということではないだろう、原子力の立地の難しさを考えますと、さらに踏み込んだ取り組みをぜひお願いしたいと思います。

当然ながら、私ども事業者と国とでは役割分担が違うわけでありまして、何もかも一緒

に議論するわけにはまいりませんが、できれば今のところにとどまらずに、現実に立地の地点で頑張っております私どもの従業員から直接目に見えるような形の支援、あるいはそこに直接手を差し伸べていただけるような取り組み、こういった点をぜひお願いしたいと思います。

以上3点、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。いずれも非常に重要なご指摘で今回、その辺については十分配慮されているものと私は信じておりますが、一応、担当の各部局からお答えいただきたいと思ひます。三田課長、どうぞ。

【三田電気・ガス事業部政策課長】 今お話のあった点、民間の創意工夫をベースに進んでおられるという点について、我々も十分、まさに民間の熱意なりを中心に進んでいただき、そこを国なり、自治体が一緒になってどうやって進めるかということについて、全く異論はございませんし、また、それをさらに進めるようにするために、この誘導的規制をうまく使っていきたいと考えておるところでございます。

それで、3点ございましたけれども、まず創意工夫を最大限発揮できるように運用するという点、これは一般電気事業者の判断の基準だけでなく、この制度全体を貫いている思想だと理解しておりますし、全くそのとおりでと思っております。その考え方に従って、最大限創意工夫が発揮されるような運用をしていきたいと考えているということでございます。

また、2番目のやむを得ない事情についても、これも全くおっしゃるとおりだと思っておりますので、そういう点も考えながら、きちんと運用していくということかと思っております。

あと3番目に、これは先ほど橘川委員からもお話がございましてお答えいたしましたけれども、やはり国のほうでの措置をさらに充実させていく必要がありますし、その中では予算措置であったり、あるいは制度的なものだけでなく、まさに個々の現場における問題を1つ1つ解決していくということでない限りは、現実に立地はできませんので、そういった点も含めてきちんと対応していきたいと思っております。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。それでは、石崎室長。

【石崎需給政策室長】 すいません、私のほうから追加で、一昨年12月の政策小委員会の中間報告のご議論が廣江委員からございましたので、やや補足させていただきます。

当時の中間報告、事業者の創意工夫を最大限に発揮するという、それから同じよう

なときにありましたが、勧告を行うかどうかの判断に当たっては地震などの災害、その他やむを得ない事情を十分に勘案するといった中間報告がございましたので、この中間報告の趣旨は、これからも運用に当たって反映していくべきものであると考えております。

以上でございます。

【石谷委員長】 どうもありがとうございます。どうぞ、廣江委員。

【廣江委員】 なお1点、すいません。多分これは今回の基本方針等々とはやや趣を異にするとは思いますが、安全規制についてでございます。ここであまり議論することではないというのは、よく理解しております。ただ、やはり現在も議論が進んでおりますけれども、科学的、合理的な安全規制の導入は、今回の判断基準の利用目標量達成に極めて深い関係があると思います。ぜひとも、こちらにつきましても前向きな検討をさらに続けていただきたいと希望いたします。以上でございます。

【石谷委員長】 たしか原子力は安全を確保した上で最大限導入するということで、本末転倒な議論にならぬようにしなければいけないと思います。今の石崎室長のお答えにあったように、そういう状況で何か、特に地震などの非常時には、最終的な勧告その他がそういうことを配慮するというところでご理解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、小山委員。

【小山委員】 ありがとうございます。私は、今回ご説明いただいた提案というか案は、エネルギー基本計画を踏まえた上で、各エネルギー事業、産業の実態というか、実情というか、市場の状況を考慮したもので、かつ、今議論になっている誘導的な規制の考え方を踏まえたものになっているのかなと私は理解しております。

この後、パブリックコメントにかけたり、広く意見を募集、あるいは世に問うたりする、という観点で、私はちょっと違う観点から、感想のようなものを、3点か、4点になるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

まず1つは、今回の特徴はやはり判断基準ということで、ある程度具体的なものが出てきて、それがタイムフレームを伴っているのですが、各業界ごとにタイムフレームが異なっているというところが、私は特徴かなと思っております。これまでの日本のこういう政策的な目標というのは、2020年にとか2030年という、1つの単一の目標でそれを目指すのが多かったわけですが、今回は個別の事情に照らして、目指すタイムフレームが異なっている。これは、ご説明資料の後のほうになるとなぜ違うのかが出ているので

すが、目指す目標年次がこういうふうに違うんだと明記するというか、考え方がこう違うということを知りやすく説明する必要があるんじゃないかなと私は思っております。

それが2番目の点と関連するんですが、やはり今回のもう一つの大きな特徴は、これは先ほどの中上委員からのご質問と関連しますが、目標というか目指すものが、個別の事業者というか個別の企業にこういうことをしてほしいと。だから計画を策定するのも個別企業ベースになるんだと理解していますけれども、そこがポイントなのかと思っています。

ただ、今のこの資料のたてつけというかご説明ぶりは業界ごとになっているので、最終的には個別企業にそういうところの目標を求めるのだというのが、やや見えにくくなっているのかなと思っています。例えば電力のところであれば、先ほど議論になったとおり、原子力の導入状況が違うから、非化石電源の状況が違ってこういうふうになるのだというのが少し見えにくくなっていますし、他方、石油のところは、最後になってこれはプロラタなんですとぼんと出てくるというのがあるので、最後、取り組んでやっていくのが事業者ごとになるんだということがもう少し明確に見えるような書きぶりがあった方がいいかなと思っています。

3点目なんですけれども、今回の基本計画で示された目標を、いわば政策サイドと企業の自主的な取り組みが合わさって達成していくというのが示されていると思うのですが、これはある意味でいくと日本の非常に得意なアプローチというか、日本のユニークなやり方ということで、むしろこういうやり方で効果的に、効率的にいろんな目標を達成できるんだということがきちんと示されるのであれば、それは国内に対してだけでなく世界的にも有意義なシグナルになるということなので、逆に言えば、これをきちんと達成していくことが、私は非常に大事なだろうと思っています。

最後の観点でいきますと、先ほどの計画を作成して提出した後に、最後できたかどうかについて、著しく不十分だったかどうかというポイントがあるのですが、ここはやっぱり、そもそもそれがどういうことなのかは、ある程度事前に議論しておいたほうがいいかどうか、先ほどもいろいろ議論がありましたが、そういうところもきちんと考えておく必要があるのかなと思ったと、以上が感想であります。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。こういう委員会はいつもそうですが、最初はなかなかご発言がなくて、最後になるとどっと出てきます。ただ、本日は予定が11時半になっておりますので、ここから先は残った委員のご発言を伺って、それから最後にまとめてお答えいただきたいと思います。高橋委員代理、それから遠藤委員、順番に、

ご質問だけ先に承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【池島代理】 ご質問というより事業者としての意見を申し上げます。

ガスの非化石エネルギー源の利用に対する判断基準として、合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの量の80%以上という判断基準を今回お示しいただきました。これにつきましては、バイオガスの活用というのは、まずオンサイトでの活用が基本であるという実態を踏まえて、判断基準を示していただいたと認識しております。

私どもの場合、ガス供給計画期間との整合なども踏まえ、2015年という近いところに目標が設定されていると思います。私どもは、必要な条件を満たすバイオガスの量の80%の利用に向けて、積極的に具体的に見えているところについて、できるだけ実効を上げるように努力してまいりたいと思います。

今後、条件を満たすバイオガスの量を増やすということでは、特に下水道バイオガスが中心になると思いますので、下水道事業者殿との一体的な連携が必要です。先日も少しご指摘いただきましたが、現在、例えば、準工業地域における下水道施設については、建築主事の特認がないとガスの発生設備が建設できないということで、自治体殿のご理解が非常に重要になってまいります。そういったご協力もいただけるように進めてまいりたいと思います。以上です。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。それでは遠藤委員、どうぞ。

【遠藤委員】 どうもありがとうございます。それでは、PPSの立場から3点コメントをさせていただきます。

まず1点目は、ほかの制度設計との整合についてでございます。前回のプレゼンのときにもお話しさせていただいているんですけども、今回、PPSについての判断基準をご提示いただきまして、2020年に非化石電源比率を2%以上ということになっています。この2%という数字が、全量買取制度、あるいは先ほどからお話に出ていますRPS制度、こういったほかの制度がどうなるかが今はまだ不透明な状況であるといった中で決まってしまうことに、大変私どもとしては大きな不安を持っています。

今のRPSの義務量比率というのが1.26%ということで、この数字からも、原子力発電とか大型水力発電のようなゼロエミッション電源を持っていないPPSにとっては、2%がいかに大きな数字であるかがご理解いただけるのではないかと考えています。

もしも、今回のご提示通りこの数字が先に決まるということでありましたら、逆に全量買取制度などのほかの制度については、これに整合するような形で詳細設計をしていただ

きたいと思います。PPSが一定の努力をすればこの2%が実現可能となるように、他の政策の制度設計をよろしく願いいたします。

最近の新聞等で、PPSが計画していた石炭火力発電所が、環境対応上の問題からその建設を断念せざるを得なくなったというような報道があったかと思いますが、こういったことが起こるといことは、PPSにとっては成長の手段を1つ失ったということになるわけですので、自由化の火を消さないためにも、PPSがゼロエミッション電源、あるいはベース電源を調達できる選択肢をぜひ増やしていただけるような手法をとっていただきたいと思います。

PPSが今はまだ手が届かない電源というのが世の中にもたくさんありまして、当然、原子力発電、公営水力発電、それから自治体の清掃工場のバイオマス発電等、入札にも上がってきていないような電源もたくさんありますので、そういった電源にPPSもアクセスできるような、公的な制度づくりをぜひお願いしたいと思います。まずこれが1点目でございます。

それから2点目ですけれども、判断基準の考え方についてでございます。先ほどから一般電気事業者さんの目標に対する判断基準の柔軟な運用という論点が出ていますけれども、例えば3ページ目の電力の利用目標のところ、一般電気事業者さんにつきましては但し書きがありまして、目標達成が合理的に不可能と認められる場合は云々、とございます。

一般電気事業者さんの場合は原子力発電の保有状況というのが支配的な要因であることは理解しておりますが、PPSについても、先ほど申しましたほかの制度との関係、あるいは事業者の経営状況の問題など、考慮すべきことはあると思います。事情次第では、PPSに対しましても一般電気事業者さんと同様の特例措置がとられてしかるべきだと思いますので、計画の作成段階だけでなく、達成、未達成の判断におきましても、柔軟な、弾力的な対応をぜひお願いしたいということが2点目でございます。

それから3点目は、裾切りに関する競争上の問題でございます。PPSの中では、平成21年度の供給量の実績からしますと上位7社が、今回の義務対象者となっております。これは入札等で激しく競合している事業者のちょうど間ぐらいになっておりまして、義務を課される事業者と課されない事業者が分かれる結果となっております。

前回も、ほかの委員の方から「裾切りのあり方によっては競争状況が変わってしまう」というご発言があったかと思いますが、例を挙げると、現在、公共施設の入札には環境配慮の条件というのがございまして、もしも将来、その条件の中に今回の目標に対す

る達成、未達成というような項目が含まれたとしますと、目標未達成の事業者が入札に参加できなくて、裾切り対象の下の事業者さんで、ゼロエミッション電源の導入については非常に少ないんだけど入札に参加できる、というようなことにもなりかねませんので、これもほかの制度との整合も含めまして、競争上の問題がないような制度設計をやっていたらいいということでございます。

以上、3点でございます。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。これで全委員からご発言いただいたと思いますので、特に小山委員、それから遠藤委員のご質問に対しては、まずは石崎室長からお答えください。

【石崎需給政策室長】 じゃ、私から。まず、小山委員のご指摘が幾つかあったと思いますけれども、タイムフレームですとか事業者のところ、国民に説明するわかりやすいやり方をもう少し検討したいと考えております。

それから、今回の供給構造高度化法は、小山委員ご指摘のとおり、日本型といいますか、ある種の誘導的な規制というアプローチでございますので、これの実効が上がるように、私どももしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。とりあえず以上でございます。

【三田電気・ガス事業部政策課長】 それでは、まず高橋委員代理、池島委員からのご指摘ですけれども、バイオガスの利用でいろんな事業者との連携が要するというのはまさにそのとおりだと思っております。例えば今回お配りしている資料3の5ページ、国の施策のところにも、情報の提供、利用促進の環境整備を記載させていただいておりますし、また、地方公共団体についてもそれらに取り組んでいただきたいと書いてございます。こういったものを踏まえながら、きちんと、非化石エネルギー源を有効利用できるようなものにしたいと考えております。

それと、遠藤委員からのご指摘でございますけれども、1つ目の他の制度設計との関係でございます。特に全量買い取りとの関係では、この点が議論になろうかと思っております。現在、ちょうど全量買取制度の詳細設計の議論をしておりますので、その中で、まさにPPSがこういった再生可能エネルギーの電源へのアクセスができるようにするためにどうすればいいかといった観点からの買い取り制度も議論しているところでございます。

あと判断基準でございますけれども、これは先ほどから議論がありますように、著しく不十分かどうかというところで、きちんと柔軟に対応していくことだろうと思っております。

す。裾切りそのものにつきましては、ある意味、一定の裾切り自身は既に決まっているということはございますけれども、これが不必要に競争条件に悪影響を及ぼすことがないかどうか今後注意していきたいと思っております。

【石谷委員長】 よろしいでしょうか。

さっき小山委員がおっしゃった、自主的努力と規制の融合による日本型CO2削減策は非常に効果があるというようなことで、私は特にトップランナーなどに長くつき合ってきたもので、そういう議論をした際に、これは日本の企業だからできるのであって、海外の企業は罰金を払うほうが安ければ、当然罰金を払うと。

そういったことから、今までいろいろお話もありましたように、やっぱりこれは企業の自主的な協力というか、そういうものの前提の上に成り立っている制度だということ非常に強く感じます。先ほどからいろいろお話がございましたように、電力、ガス、石油、そういったところが民間努力を基本にしながら。ある程度の枠組みを定めてこれを推進するという形でいかないと進みません。論理的には罰金を払ったほうがはるかに安い。にもかかわらず大変な負担を払ってその実現に努力されているというところは、ぜひ今後も続けていただきたいと考えております。

予定時間が来ておりますが、もし何か追加のご発言がありましたらまだ可能ですがよろしいでしょうか。大体言いたいことは言っていたということで、先ほど橘川先生ご指摘の、業界の意見は一応十分取り上げることができたと考えさせていただきます。

それでは、活発なご議論をありがとうございました。委員会の冒頭に申し上げましたとおり、本日の議論や委員の皆様からのご意見、さらに国民の皆様からの幅広い意見を公募していただいた上で、経済産業省にて基本方針、判断基準及び省令を策定していただきたいと思えます。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、事務局よりご説明させていただきます。

【石崎需給政策室長】 近日中に基本方針案、それから判断基準案及び省令案をパブリックコメントにかけさせていただきます。パブリックコメントの検討を終了後、速やかに施行させていただきたいと考えております。

【石谷委員長】 それでは、閉会に当たりまして、木村次長よりごあいさつをお願いいたします。

【木村資源エネルギー庁次長】 本日、それから前回の8月12日と2回にわたりました、この委員会を開催させていただきました。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただ

き、活発かつ忌憚のないご議論をいただいたことに感謝を申し上げます。

昨年8月に既にご審議をいただいた太陽光発電余剰電力買取制度と、石油分科会においてご審議いただきました石油の有効利用制度の基本方針及び判断基準に加えまして、今回、ゼロ・エミッション電源、バイオ燃料、バイオガス、ボイルオフガスという4つが加わり、パブリックコメントの手続等もございますが、計6つの基本方針なり判断基準を今回策定することになります。

日本の化石燃料の依存度は8割を超えており、中長期的に見ても過半を占める見通しでございます。このような情勢をかながみますと、エネルギー供給構造高度化法を適切に運用していくことが中長期的にも重要ではないかと考えております。

本日の議論の中でも、民間事業者の創意工夫をベースにやるべきだというご議論がございました。私どももそのように考えております。また、この法律のたてつけも、基本方針、判断基準があって、その後、事業者から計画を提出していただいて取り組んでいただくということでございます。私どもといたしましても、政府として民間事業者の皆様方の取り組みの後押しをしていくような政策に取り組んでいきたいと思っております。

それから、いろいろな制度との整合性、あるいは不測の事態の扱いについてはおっしゃるとおりだと思います。今後の運用に当たりましてそういう点については十分留意をして、場合によってはご相談させていただきながら運用していきたいと考えております。

この委員会につきましても、今後、進捗状況のご報告なり、あるいは、場合によってはその進め方についても、必要に応じてご意見を賜りたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご協力のほど、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【石谷委員長】 どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、総合資源エネルギー調査会総合部会平成22年度第2回供給構造高度化小委員会を閉会いたします。本日は、ご多忙のところ、長時間にわたり熱心にご議論いただき、まことにありがとうございました。

— 了 —